

## 鳥羽市監査委員告示 第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年3月9日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 井 村 行 夫

記

# 財 政 援 助 団 体 監 査

## 1. 監査の概要

### （1）監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

種別：出資（出捐）団体、財政援助（補助金交付）団体、公の施設の指定管理者

### （2）監査の対象

監査対象とした団体 公益財団法人 鳥羽市武道振興会（以下「武道振興会」という。）

監査対象事務 監査対象団体：事業全般に係る出納その他の事務

所管部局：監督・指導管理事務、補助金交付事務

監査対象期間 平成28年度、平成29年4月～平成29年12月まで

### （3）監査の実施期日

書面審査 平成30年1月5日～平成30年1月30日

実地監査 平成30年1月31日

所管部局に対する聞き取り 平成30年2月7日

## 2. 監査の方法

当該監査対象団体及び所管部局から関係書類、諸帳簿等の提出を求めるとともに、武道振興会職員及び所管部局の教育委員会事務局職員から説明を聴取した。

### 3. 監査対象の概要

#### I 事業の内容

##### (1) 武道振興会の概要及び事業目的

武道振興会は、財団法人として昭和52年に設立され平成26年度から公益財団法人として、鳥羽市における武道の普及及び健康体力づくり等に関する事業を行うことにより、住民が健康で幸せな生活の実現に寄与することを目的としている。(定款第3条)

なお、武道振興会は、前述の目的を達成するため、次の事業を行うこととしている。

- ① 武道の普及、強化、人材育成、団体の育成・支援並びに健康づくり、体力づくり支援に関する事業
- ② 運動施設の管理・運営に関する事業
- ③ スポーツ施設等の利便性を向上させる事業

##### 所有施設

###### ① 鳥羽市武道館

建設年月 昭和54年9月〔(財)日本船舶振興会補助〕

延べ床面積 1243.3㎡

##### (2) 市との関係

市は、武道振興会の設立にあたり、その基本金2,000万円を出捐するほか、毎年、事業活動全般に要する経費に補助金(鳥羽市武道振興会運営費補助金)を交付している。

また、鳥羽市運動施設の管理に民間の能力を活用し、市民サービスの向上、効率的な施設運営や経費の削減を図り、生涯スポーツの一層の推進を図ることを目的に平成19年度から鳥羽市運動施設の指定管理者となっている。

##### 補助金

(単位：千円)

名 称	H28実績	H29予算額
鳥羽市武道振興会運営費補助金	9,456	9,246

##### 指定管理

(単位：千円)

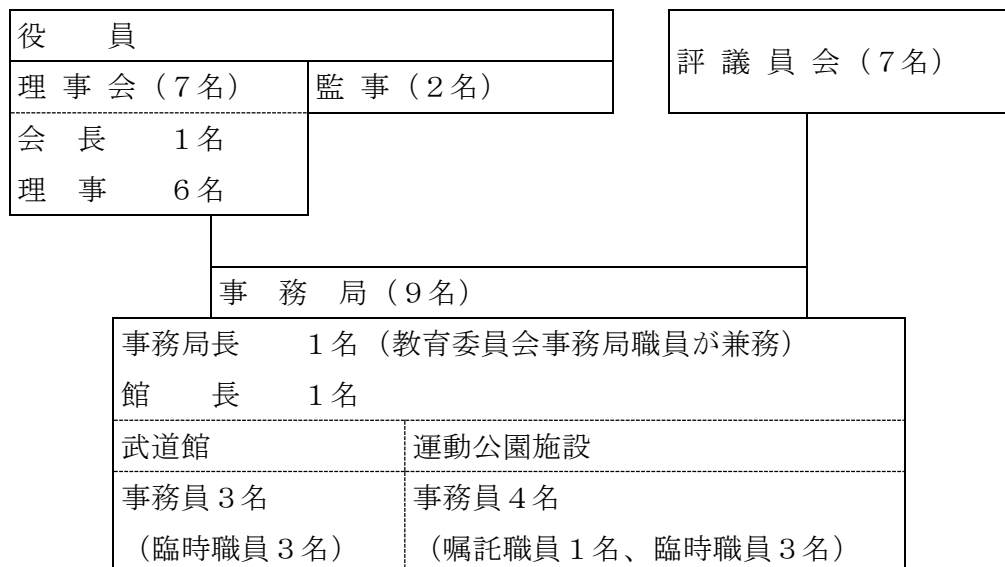
名 称	H28実績	H29予算額
鳥羽市運動施設の指定管理料	19,780	19,972

## 指定管理対象施設

- ①鳥羽市民体育館
- ②鳥羽中央公園野球場
- ③鳥羽中央公園庭球場
- ④鳥羽中央公園多目的グラウンド
- ⑤鳥羽中央公園相撲場
- ⑥鳥羽中央公園水泳プール

## II 組織

武道振興会の組織は、理事会、評議員会、監事、及び事務局で構成している。  
武道振興会の組織を図示すると以下のとおりとなる。



## III 経営成績と財政状態

武道振興会は自主財源が僅少であり、大部分の経費を市の武道振興会運営費補助金と市運動施設指定管理料で賄っており、市への依存度が大きい。

また、平成28年に基本財産を取り崩したことにより、指定正味財産が減少している。  
武道振興会の経営成績と財政状態は以下のとおりである（抜粋）。

## 正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産収入	3,213	24,084	△ 20,871
補助金収入	9,456,000	10,694,000	△ 1,238,000
事業収入	20,200,900	21,243,480	△ 1,042,580
受託事業収入	19,779,200	20,814,280	△ 1,035,080
健康づくり事業収入	255,300	262,700	△ 7,400
運動施設自主事業収入	166,400	166,500	△ 100
使用料収入	3,528,909	3,696,885	△ 167,976
武道館使用料収入	1,715,755	1,594,335	121,420
運動施設使用料収入	1,741,750	2,027,270	△ 285,520
敷地占用使用料収入	71,404	75,280	△ 3,876
雑収入	350,833	331,409	19,424
経常収益計	33,539,855	35,989,858	△ 2,450,003
(2) 経常費用			
事業費	34,755,144	37,668,946	△ 2,913,802
管理費	1,485,621	1,738,201	△ 252,580
経常費用計	36,240,765	39,407,147	△ 3,166,382
当期経常増減額	△ 2,700,910	△ 3,417,289	716,379
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
固定資産除却損	1	1	0
経常外費用計	1	1	0
当期経常外増減額	△ 1	△ 1	0
施設整備資産取得資金	109	8,385,000	△ 8,384,891
当期一般正味財産増減額	△ 2,700,802	4,967,710	△ 7,668,512
一般正味財産期首残高	86,822,531	81,854,821	4,967,710
一般正味財産期末残高	84,121,729	86,822,531	△ 2,700,802
II 指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額	0	△ 8,385,000	8,385,000
指定正味財産期首残高	11,615,000	20,000,000	△ 8,385,000
指定正味財産期末残高	11,615,000	11,615,000	0
III 正味財産期末残高	95,736,729	98,437,531	△ 2,700,802

## 貸借対照表

平成29年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産	4,347,732	2,641,116	1,706,616
2. 固定資産			
(1) 基本財産	11,615,000	11,615,000	0
(2) 特定資産	2,526,000	8,220,766	△ 5,694,766
(3) その他固定資産	82,630,331	79,289,946	3,340,385
固定資産合計	96,771,331	99,125,712	△ 2,354,381
資産合計	101,119,063	101,766,828	△ 647,765
II 負債の部			
1. 流動負債	4,648,907	2,595,943	2,052,964
2. 固定負債	733,427	733,354	73
負債合計	5,382,334	3,329,297	2,053,037
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	11,615,000	11,615,000	0
2. 一般正味財産	84,121,729	86,822,531	△ 2,700,802
正味財産合計	95,736,729	98,437,531	△ 2,700,802
負債及び正味財産合計	101,119,063	101,766,828	△ 647,765

#### 4. 監査の結果

監査対象団体の事業運営については、出資目的、定款に沿って概ね適正に執行されているものと認められた。また、監査対象団体及び所管部局の出納その他の事務については、関係書類及び関係諸帳簿を照合した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかしながら、一部の事項については改善を要するものが見受けられたので必要な措置を講じるとともに、適正な事務処理を実施されたい。

なお、監査における指摘事項及び所見は次のとおりであるが、事務処理上の軽易な注意事項については、その都度口頭等で善処すべき旨を指示した。

#### I 監査対象団体に対する指摘事項等

##### (1) 指摘事項 ① 会計帳簿の整備について〔是正・改善事項〕

武道振興会に対する会計帳簿のうち、総勘定元帳、月次試算表、仕訳帳については作成していないとのことであった。武道振興会の会計処理の基準は、鳥羽市武道振興会経理規程第3条によると、法令、定款及び本規程に定めるもののほか公益法人会計基準に定めるところによるものとなっている。公益法人会計基準によると、会計帳簿は財務諸表を作成するうえで正規の簿記の原則に従って正しく記帳しなければならないものであり、また、会計帳簿のうち総勘定元帳・仕訳帳は、鳥羽市武道振興会経理規程第10条では主要簿として作成しなければならないものとされている。公益法人として健全な運営を図るため、会計帳簿の整備を早急にされたい。

##### ② 各規程の遵守について〔是正・改善事項〕

武道振興会の各種規程は、平成26年度の財団法人から公益法人へ移行に併せ策定されたものや所要の整備を行っている。今回の監査において施行後の運用の確認を行ったところ、規程に基づいて実施されていない案件がいくつか見受けられた。規程の遵守に努め適正な事務処理を徹底されたい。

##### ③ 鳥羽市運動施設の指定管理に関する基本協定書の遵守について

〔注意事項〕

鳥羽市運動施設の指定管理に関する平成28年度の業務計画書・報告書及び平成29年度の業務報告書について、所管部局からの指摘により期日後に提出されていた。鳥羽市運動施設の指定管理に関する基本協定書第24条では、業務計画は前年度の10月末までに提出し承認を受けることになっており、また、第26条では事業報告書は年度終了後30日以内に提出しなければならない。鳥羽市運動施設の指定管理に関する基本協定書の遵守の徹底に努められたい。

④ 文書管理について〔注意事項〕

文書の事務処理を確認したところ、決裁漏れや理事会の決議の証明となる議事録の署名・押印漏れの文書が多数見受けられた。理事会の議事録の署名・押印は、定款に規定されており、鳥羽市武道振興会処務規程では、決裁とは、会長の権限に属する事務について会長又は専決者（事務局長）が最終的に意思決定することであり、受け付けた文書は、速やかに処理案を起案し必要に応じて関係機関に合議するものと規定されている。事務処理の手順に従い、適正な文書管理に努められたい。

(2) 所 見 ① 公金の取り扱いについて〔検討事項〕

武道館使用料及び運動施設使用料の収入調書を確認したところ、2週間以上の期間を置いて入金されていることが数回あり、速やかに入金することは現在の体制では困難との回答であった。平成25年度の監査においても努力・要望事項としているが改善できているとは言い難く、現在の事情も踏まえたうえで現金の管理について所管部局と検討されたい。

② 鳥羽市武道振興会運営費補助金に係る事業計画書・報告書及び財務諸表について〔努力・要望事項〕

補助金交付申請書類及び補助事業等実績報告書類を確認したところ、補助金対象経費としての事業計画書・予算書及び事業報告書・決算書の添付がなく補助金の充当が適正に行われているかの判断が困難であった。事業計画書と報告書を対比するような書式にするなど補助金の交付手続きの適切な処理のため、書式について検討されたい。

③ 運動施設における業務委託契約について〔努力・要望事項〕

運動施設の草刈り等業務委託及び自家用電気工作物保安管理業務委託については、随意契約で業務委託している。契約理由の明記がされていなかったため説明を求めたところ、安価である旨の説明であったが他者からの見積書徴収や契約期間の精査を行うなど比較はしていなかった。実際に安価であるかを判断するため調査を行うなど、合理的な方法で契約されたい。

## Ⅱ 所管部局に対する指摘事項等

(1) 指摘事項 ① 補助金交付事務の適正化について〔是正・改善事項〕

補助金交付申請書類及び補助事業等実績報告書類を確認したところ、補助金充当部分の内容が不明瞭であった。鳥羽市補助金等交付規則に基づき適正な手続きとなるよう明確な書類の添付を指導されるとともに、事業内容の精査を徹底されたい。

② 事務処理の適正化について〔是正・改善事項〕

鳥羽市運動施設の管理に関する基本協定書では、運動施設の休業日の変更等をするときは、変更しようとする日の3月前までに承認を受けることとなっているが、所管部局としての承認通知が発行されていなかった。基本協定に基づいた適正な事務処理に努められたい。

③ 出資に関する文書の保管について〔注意事項〕

前回の監査において文書不明とのことで早急に保管場所を特定するように指示していた武道振興会に対する出資の起案文書について、提出を求めたところ、証書の保管はされており財産としては保全されているものの、一連の永年保存文書の所在が不明とのことであった。管理方法を見直し、再発防止に向けた措置を講じられたい。

④ 指導監督について〔注意事項〕

指定管理者に対する出資者としての権利行使及び補助金交付団体への所管部署としての指導監督については、武道振興会と連絡調整を普段から密にとっていることから、文書での記録は無く口頭で行っているとのことであった。指導監督する立場としての役割を十分に果たすとともに、今後の業務への反映をさせるため、指示内容などの記録は残すよう努められたい。

(2) 所 見 ① 経営体制について〔検討事項〕

武道振興会の組織の在り方や、武道振興会と所管部局の明確な役割分担をするための協議はされているとのことであった。しかし、現在の体制での運営の困難さも出てきている現状を踏まえ、今後の武道振興会の安定経営のため継続的な検討に努められたい。

② 指定管理施設への立入調査について〔検討事項〕

運動施設に対しての立ち入りはかなり頻繁に行っており、書類の取扱いや評価表等の基準に達していないことがあれば厳しく指導はしているとのことであったが、正式に文書を通しての実施はされていなかった。今後の業務へ反映させるためにも記録を残されるとともに、わかりやすく間違いが起こりにくい仕組みをつくり業務改善に努められたい。

③ 規程等の遵守について〔努力・要望事項〕

武道振興会の事務処理について、会計責任者の任務の徹底・帳簿処理の欠如など不備が多数見受けられた。適正な事務処理となるよう、所管部局として各規程に基づいた処理の徹底と事務手順について指導されたい。